宇治市長

久保田 勇 様

宇治市職員労働組合 執行委員長 小野 敦

2008年 夏季重点要求書

日頃、地方自治の発展に向けて奮闘されている貴職に敬意を表します。

さて、私たちは政府が進める「構造改革」路線のもとで、08春闘の重点課題として「貧困の根絶と格差是正」「人間らしく働くルールの確立」「住民の安心・安全の要求に応えられる地方自治・地方財政の確立」などを掲げて取り組を進めています。

いま、大企業が史上空前の利益を上げ続ける一方で、庶民には大増税、大企業・大金持ちに大減税という「逆立ち」税制の強化が図られ、労働者の賃金は減少し続け、更に社会保険料の引き上げによって一層可処分所得が減少しています。また、後期高齢者医療制度など、度重なる弱者切り捨ての社会保障・福祉の制度改悪が行われ状況の下で、医療難民、介護難民、ネットカフェ難民などに象徴される貧困と格差が社会問題化し、その解決が国民的課題となっています。改めて働く基準や賃金のあり方、さらには、住民の生活に直結する事業を行う地方自治体の在り方についても問われる状況も生まれています。

また、この間の「三位一体改革」「歳入歳出一体改革」による地方交付税や補助金削減等が行われたことにより、地方財政の危機的状況に拍車をかけ、同時に地域間格差も一層広がっています。

昨年成立した「財政健全化法」に示されるように、地方財政に対する政府の介入や財政削減圧力の 強化、さらには、特別交付税や退職手当債、繰上げ償還の補償金免除条件などを通じた「財政的ペナ ルティ」を行うなど、不当な地方自治、労使自治への介入も強まっています。自治体は今、厳しい財 政運営が迫られていますが、安易な民間委託やリストラが、ふじみ野市でのプール事故に示されるよ うに、公共性や安心・安全を損なうとともに、地域経済にも否定的な影響を及ぼし将来に禍根を残す ことにもなりかねません。

私たち市職労は、地域住民のいのちと暮らしを守る自治体労働者として、国民的課題に真正面から取り組み、住民一人ひとりが安心して暮らすことができ、地方自治が息づく地域と自治体づくりを目標に運動を取り組んでいます。「構造改革」路線による被害は、労働者、住民、地方自治体も同じであり、こうした状況を打開するためには、職員の英知の結集と一致する要求での共同した取り組みの展開が求められています。そのためにも、職員が健康で生きいきと誇りを持って公務に専念できる職場体制と労働条件が必要です。

以上の立場から、下記の事項について要求します。当局として、住民の暮らしと職員生活を守る立場で充分検討され、誠意ある回答をされるよう求めるものです。

記

- 1.基本賃金について
 - (1)2008年春闘要求項目の実現を図ること。

(2)均衡待遇の原則に立って、臨職・嘱託職員の夏季一時金を始めとする賃金、労働条件は正規職員に準じること。

2 . 夏季一時金要求

- (1) 夏季一時金については、2.7月分プラス一律30,00円を支給すること。
- (2) 一時金の役職加算を廃止し、全職員最低10%加算とし、最低でも役職加算措置を国基準の3級から行うこと。
- (3) 一時金の「期末手当」「勤勉手当」を一本化すること。
- (4) 一時金の「勤勉手当」に成績率・勤務評定を導入しないこと。
- 3.夏季休暇を最低8日間確保すること。また、全ての職場で夏季休暇中の完全取得を保障する体制を確立すること。
- 4. 上半期の年次有給休暇の取得状況を調査し、実態に基づく必要な指導と対策を講じること。
- 5. 昨年の超過勤務実態に基づく各課ヒヤリングを実施し、原因の究明と必要な対策と指導を行うこと。とりわけ、年間360時間を越える職員がいる職場については、人員増も含め早急に対策を講じること。
- 6.管理職の超過勤務の実態を把握することともに、安全衛生委員会での基準に基づき、必要に応じて、健康管理調査及び面接指導を行うこと。
- 7. 空調の改善要求については、度あるごとに要求をしてきた課題であり、西館の空調設備も含め 抜本的改善及び全庁的対策を講じることを行うこと。また、職場状況に応じて空調運転を開始 すること。
- 8. 人事院及び京都府人事委員会に対し、下記事項について要請すること。
 - (1) 公務員労働者の賃金水準の改善及び民間水準を下回る初任給の改善。
 - (2) 非常勤職員の賃金労働条件について、常勤職員との均衡待遇を実現し、臨時・非常勤職員 の最低基準を設けること。
 - (3) 住宅手当支給の歴史的経緯と手当の性格や国家公務員の住宅政策と自治体での違いからも、住宅手当ての「持ち家」部分の廃止・見直しの検討をやめること。
 - (4) 官民比較対象企業規模を100人以上にすること。
- 9.今後団塊の世代の大量退職を迎える中で、現時点での新再任用制度の課題と問題点を整理し、今後の方針を労使協議の上、策定すること。